

電気最終保障供給約款以外の供給条件

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2025年1月1日 実施



九州電力送配電

2024 年 12 月 20 日 20241206 資第 19 号 承認

この電気最終保障供給約款以外の供給条件は、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件として承認を受けたものであります。

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2024年4月1日実施。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和7年1月の検針日から令和7年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)、16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表5（単純平均市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調

整単価によらず，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間の最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)，16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 燃 料 費 調 整

別 表 燃 料 費 調 整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0028$$

$$\beta = 0.1819$$

$$\gamma = 1.0863$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値と

いたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (46,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 6 年 9 月 1 日から 令和 6 年11月30日までの期間	令和 7 年 1 月の検針日から 令和 7 年 2 月の検針日の前日 までの期間
令和 6 年 10 月 1 日から 令和 6 年12月31日までの期間	令和 7 年 2 月の検針日から 令和 7 年 3 月の検針日の前日 までの期間
令和 6 年 11 月 1 日から 令和 7 年 1 月31日までの期間	令和 7 年 3 月の検針日から 令和 7 年 4 月の検針日の前日 までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準

ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

- c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－

基準燃料費調整単価

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り，かつ，
基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上
となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価－

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

- a 令和7年1月の検針日から令和7年3月の検針日の前日までの
期間

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円30銭
------------	-------

- b 令和7年3月の検針日から令和7年4月の検針日の前日までの
期間

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	70銭
------------	-----

- (3) 燃料費調整額

燃料費調整額は，その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料
費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとお
りいたします。

1 キロワット時につき	9 銭 8 厘
-------------	---------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表 1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および別表 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。